滋賀県とキリングループとの包括的連携協定書

写

滋賀県（以下「甲」という。）、キリンビール株式会社（以下「乙」という。）、キリンビバレッジ株式会社（以下「丙」という。）および協和キリン株式会社（以下「丁」という。）は、相互の連携を強化し、地域の一層の活性化および県民サービスの向上に資するため、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲、乙、丙および丁のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、地域の一層の活性化および県民サービスの向上等を図ることを目的とする。

（連携事項）

第２条　甲、乙、丙および丁は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について取り組むものとする。

(1) ＣＯ２ネットゼロ社会づくりに関すること。

(2) 滋賀の魅力発信に関すること。

(3) 地域や暮らしの安全・安心の確保に関すること。

(4) 健康増進に関すること。

(5) 環境保全に関すること。

(6) 女性活躍推進に関すること。

(7) その他県民サービスの向上に関すること。

２　前項各号に定める事項を効果的に推進するための具体的な取組内容および実施方法については、甲、乙、丙および丁が協議の上、取組毎に別途取り決める。

（協定内容の変更）

第３条　甲、乙、丙および丁のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第４条　本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の１か月前までに、甲、乙、丙および丁のいずれも書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から１年間本協定は更新され、その後も同様とする。

２　甲、乙、丙または丁のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の１か月前までに書面によって他の当事者に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

（守秘義務）

第５条　甲、乙、丙および丁は、本協定に基づく事項の実施を通じて知り得た秘密事項を、本協定の目的外に利用し、または、第三者に開示、漏えいしてはならない。ただし、事前に書面により当該他の当事者の承諾を得た場合は、この限りでない。

２　前項の規定は、本協定終了後も同様とする。

（疑義の決定）

第６条　本協定に定めのない事項または本協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙、丙および丁が協議の上、その取り扱いを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書４通を作成し、甲、乙、丙および丁がそれぞれ署名の上、各自その１通を保有するものとする。

令和３年 12 月 24 日

甲　滋賀県大津市京町四丁目１番１号
滋賀県知事　三日月　大造

乙　京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町７３１
キリンビール株式会社
近畿圏統括本部京滋支社長　阿久津　勝己
滋賀県犬上郡多賀町敏満寺 1600
キリンビール株式会社
滋賀工場長　玉置　貴一

丙　大阪市北区大深町４番２０号グランフロント大阪タワーＡ23 階
キリンビバレッジ株式会社
執行役員近畿圏地区本部長　宮代　清尚

丁　京都市中京区烏丸通四条上ル笋町６８９　京都御幸ビル
協和キリン株式会社
京滋北陸支店支店長　細谷　浩丈